

韓国知的財産ニュース 2017 年 6 月後期

(No. 345)

発行年月日：2017 年 7 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、6 月 15 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 2017 国会発明展示会、6 月 20 日に開催
- 2-2 特許庁、WIPO、米コーネル大学とともに「WIPO アジア太平洋知的財産セミナー」を開催
- 2-3 特許法院で韓国初の英語裁判が行われた

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中小・ベンチャー企業、営業秘密の流出になす術なし

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 高齢社会を前に高齢者向け福祉サービスに関する商標出願件数が急増
- 5-2 特許庁、出願初心者を目線に合わせて電子出願サービスを改善
- 5-3 特許庁、釜山市と連携し知的財産人材の就職活性化に乗り出す
- 5-4 冷たい金属と温かい感性が会った
- 5-5 海外 IP-DESK、予算比 9 倍の経済的効果を上げる
- 5-6 第 4 次産業革命時代におけるベンチャー企業政策の進むべき道
- 5-7 研究成果の公正配分のために職務発明制度を改善

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 2017 国会発明展示会、6月20日に開催

韓国特許庁(2017.6.16)

キム・キュファン国会議員と韓国特許庁が共同で主催し、韓国発明振興会が主管する「2017 国会発明展示会」が6月20日から22日まで3日にわたって国会議員会館で開かれる。

国会発明展示会は国会の開院後、初めて開かれる。この行事は第4次産業革命時代に備え、発明家の士気を高め、国会内での発明の価値と重要性を改めて認識する契機とするために行われる。さらに今年は特許庁の開庁40周年を迎える節目であるため、もっと意味深い。

この行事では、大韓民国知的財産大展、児童・生徒・学生による発明展および女性による発明品の展示会など、主な展示会で受賞した作品のうち生活にかかわる発明品を中心に、およそ40点が展示される。

主な展示品としては外出中にも漢方薬を飲みやすくするための温水入りの漢方薬袋、食堂などでスプーンの柄を取って取り出せる、衛生的な回転スプーン立てなど学生のアイデアが光る発明品、

ユーザーが呼吸するかどうかをチェックし、非常状況であることを知らせるシャイニングスノーリング、干渉で自由に移動できる上、海洋救助やレポーツ用で利用可能なバイクの車輪など海警隊員による発明品、

マイナスイオンを発生させ悪い細菌をなくす、空気清浄機エアータおおよび冷凍した合わせ調味料を簡単に引き出して使えるように工夫した、冷凍合わせ調味料容器など女性が日常生活から得たアイデアを製品につなげたものなどがある。

特に、今回の展示会では現職国会議員による発明品も展示され目を引く。

主催者であるキム・キュファン議員が発明した、太陽エネルギーを利用した電力生産・暖房システムをはじめ、キム・ミンギ議員の有機廃棄物処理システム、パク・トクフム議員の橋梁・港湾構造物などを維持・管理するための繊維複合モルタル、ソン・ヒキョン議員のモバイル端末の音声認識技術や無線通信を利用したコンピューターシステム遠隔調整方法、チョン・ウンチョン議員の農産物鮮度保存剤の製造方法と組成物などが一般に公開される。

この展示会的主催者、キム・キュファン議員は「世界的な企業に育て、国を発展させるには発明が欠かせないため、国会だけでなく国民的な関心が必要だと判断し、特許庁に国会での発明展示会の共同開催を提案した」とし「この展示会が発明活性化の触媒になり、革新的な発明が経済成長のエンジンにつながることを期待する」と語った。

特許庁のイ・ヨンデ次長は「第4次産業革命を迎え、創意的なアイデアおよび発明の価値がさらに高まっている」とし「この展示会を契機に発明をさらに活性化させ、起業および雇用創出につながるよう政府と国会で取り組んでいきたい」と述べた。

2-2 特許庁、WIPO、米コーネル大学とともに「WIPO アジア太平洋知的財産セミナー」を開催 韓国特許庁(2017. 6. 21)

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO)、米コーネル大学 (Cornell University) とともに6月21日から23日まで「技術の進歩、管理、事業化に向けて知的財産を守る環境を生み出す」と題し「2017年 WIPO アジア太平洋における知的財産セミナー」を開催する。

このセミナーは1987年から特許庁とWIPOが共同で開催しているアジア太平洋地域における代表的な知財権セミナーで、毎年、アジア太平洋諸国の知財権専門家が一堂に会し、急変する環境の中で将来的に価値を生み出せるよう、各国の知財権政策や主な懸案について議論を深めてきた。

今年は「大学の知財権と技術移転」に関してプログラムの企画段階からコーネル大学が特別参加し、コーネル大学のRichard S. Cahoon教授、英オックスフォード大学のSarah Mcnaughton教授など国内外の約10人の専門家をはじめ、アジア太平洋地域の大学の学長、副学長、技術移転を担当する機関のトップなどが参加し、セミナーが開催される。

参加者はセミナー期間中「大学における知的財産技術の移転の歴史と技術の進歩に関す

の主要国の事例」、「知財権に親しめる環境づくりに向けた大学の役割」、「技術移転を担当する機関の運営と課題」など 13 のテーマについて議論する。セミナーの最終日には高麗大学技術移転センターおよび韓国国内企業を訪問し、産学協力の現場を見学する。

なお、このセミナーでは公共研究機関である ETRI の R&D や技術移転の成果、韓国の IP 戦略や政策を紹介する時間も設けられるため、韓国の知財権政策を国際社会に知らせ、協力を強化する良い契機になるとみられる。

特許庁国際知識財産研修院の院長は「韓国の大学・公共研の休眠特許率が 2016 年時点で 65.4%に達しているだけに技術移転と事業化は韓国にとっても非常に重要な課題だ」とし「このセミナーを通じて技術移転における産学協力のノウハウや発展方向について、参加国が政策的な示唆を得られる貴重なチャンスとなることを期待する」と述べた。

2-3 特許法院で韓国初の英語裁判が行われた

電子新聞(2017.6.28)

韓国特許法院で韓国初の英語裁判が行われた。特許ハブを目指す特許法院は、英語での特許紛争を担当する「国際裁判部」の新設を進めている。国際裁判部の新設を主な内容とする法院組織法の一部改正案は現在、国会で提出されている。

6月28日に特許法院は、特許登録を拒絶した特許庁の決定に対し 3M が起こした訴訟を英語ですすめた。英語裁判は、原告が英語での弁論に同意し、裁判部が許可して実現した。裁判部は韓国語で訴訟を進めながらも一定範囲では英語で意見を示した。また、同時通訳も入れて行われた。

現行法により法廷では韓国語を使わなければならないため、外国語だけの弁論は許されない。そのため、裁判部は英語で弁論する 1 時間前、韓国語で弁論を行った。同日、アップルやシャネル、エルメス、ルイ・ヴィトンの知財権 (IP) 担当者と欧州商工会議所、日本商工会議所の会員企業が裁判傍聴をした。

原告である 3M はディスプレイの全面に貼ることで、見る人の視野角によって見えるイメージが変わるフィルムの特許出願をしたが、特許庁は先行特許があるとし、出願登録を拒絶した。該当技術は「プライバシー保護フィルム」か「セキュリティーフィルム」と呼ばれる「光制御光学フィルム」だ。

特許法院の公報判事は「韓国初の英語裁判である上、同時通訳で裁判の内容が公開とな

るため、弁理士や弁護士、同時通訳士などが傍聴を希望した」と述べた。続いて「昨年、特許法院が処理した特許事件 611 件のうち、外国人が当事者である事件が全体の 4 割を上回る 260 件に上る」とし「世界特許ハブになるには外国語で弁論できる国際裁判部を設けなければならないとの声がある」とも述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 中小・ベンチャー企業、営業秘密の流出になす術なし

韓国特許庁(2017. 6. 26)

中小・ベンチャー企業における営業秘密の保護実態が劣悪で、営業秘密の流出による被害も大きいことが分かった。営業秘密の流出への対応策について懲罰的損害賠償制度の導入を求める声が上がっている。

韓国特許庁は、企業が抱える営業秘密の流出による被害の現状と問題点を把握するために行った、営業秘密侵害の被害に関する実態調査の結果を発表した。営業秘密を保有する韓国国内企業 616 社（*）を対象に、この 5 年間（2012～2016）受けた営業秘密の流出による被害について、アンケート調査を行った。

*大手企業 59 社（9.6%）、中堅企業 117 社（19.0%）、中小企業 329 社（53.4%）、ベンチャー企業 111 社（18%）

調査の結果、中小・ベンチャー企業における営業秘密の管理がずさんであることが明らかになった。営業秘密の担当部署を持つ割合では中小企業は 13.7%、大手企業は 30.5%と、中小企業の方がはるかに低かった。また、小規模企業は外部の人間に対する秘密保持契約の締結（*）、USB・PC などの社外持ち出し手続き（*）といった面でも管理が甘かった。

*外部の人間に対し秘密保持契約を締結している割合：ベンチャー企業 64.0%、中小企業 58.1%、中堅企業 76.9%、大手企業 89.8%

*USB や PC、金型、試作品などの社外持ち出し手続きがある割合：ベンチャー企業 30.6%、中小企業 41.9%、中堅企業 64.1%、大手企業 86.4%

7 社のうち 1 社は国内で営業秘密が流出したことがあり、流出した回数も多いことから企業における営業秘密の流出問題が深刻であることが明らかになった。616 社のうち 86 社（14%）で営業秘密が流出したことがあり、流出した回数（*）は平均 2 回で、6 回

以上流出したと回答した企業も 5.8%あった。

*流出した回数の回答結果:1回(54.7%)、2回(18.6%)、3回(15.1%)、6回以上(5.8%)

流出の多くは退職者によるものだったため、退職者の管理を徹底する必要がある。営業秘密の流出者については、営業秘密流出の被害を受けた 86 社のうち 70 社 (81.4%) が内部の人間、33 社 (38.4%) が外部の人間によるものだったと答えた。内部の人間による流出では 72.9%が退職者、32.9%が平社員、11.4%が役員だったと回答(複数)した。

営業秘密の流出方法は文書を持ち出す伝統的な方式以外に、オンライン・デジタル手段による流出方式も相当あった。営業秘密の流出方法を調査したところ、文書や図面の切り取り 47.4%、電子メールなどインターネットによる転送 44.2%、外付けハードディスクでのコピー 34.9%の順(複数回答)だった。

営業秘密の流出による企業の被害が大きいかかわらず、企業は手をこまねいていた。営業秘密の流出による被害額は平均で 21 億ウォンほどだったが、対応方法は無対応 41.2%、警告状の発送 30.2%、捜査依頼 23.3%の順(複数回答)だった。

一方で海外における営業秘密の流出の多くは外部の人間によるものだった。流出したデータの最終到着地は中国や日系企業だった。616 社のうち 24 社 (3.8%) が海外で営業秘密が流出しており、流出者については、24 社のうち 19 社 (79.2%) が外部の人間、9 社 (37.5%) が内部の人間だと回答(複数)した。流出した営業秘密の提供を受けた企業の本社について尋ねたところ、回答企業の 62.5%が中国、20.7%が日本だと回答(複数)した。

*中国 62.5%、日本 20.7%、米国 4.2%、スペイン 4.2%、スイス 4.2%など

企業は営業秘密の流出防止のために懲罰的損害賠償制度の導入など、民事的・司法的な罰則水準の引き上げを求めている。営業秘密の流出防止に向けた改善策については懲罰的損害賠償制度の導入 64.0%、仮処分申請要件の緩和 32.6%、損害賠償額の算定方法論の改善 30.2%、刑事処罰の実効性の強化 25.6%などの回答(複数)があった。

営業秘密侵害訴訟における問題点としては、証拠資料の提示および立証の困難さ 75%、長期化する訴訟期間 50%、裁判結果に対する不満 25%などだった。

特許庁の産業財産保護協力局長は「中小・ベンチャー企業における営業秘密保護の現状

は最悪だ」とし「今後、営業秘密の専門家によるコンサルティングのような政府の支援事業を充実するとともに現在、国会に提出中の懲罰的損害賠償制度の導入、刑事処罰の強化など制度的な改善策も進めていきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 高齢社会を前に高齢者向け福祉サービスに関する商標出願件数が急増

韓国特許庁(2017.6.19)

韓国では65歳以上の高齢者人口が699万人(*)を超え、高齢社会(**)への突入が目前に迫っている。これを受けて老人ホーム、療養(病)院など的高齢者向け福祉施設が増えるとともに、この分野に関する商標出願件数が急増していることが分かった。

*住民登録に基づき行政自治部が取った人口統計(2016年末時点で高齢者人口の割合は13.5%)

**総人口に占める65歳以上の割合が7%以上では高齢化社会、14%以上では高齢社会

韓国特許庁によると、過去5年間の高齢者向け福祉サービス業に関する商標出願件数は2012年の計760件から2016年には987件へと約30%増え、今年も3月時点で計293件が出願され、前年同期(243件)に比べ約20%増加したことが分かった。

高齢者向け福祉サービス業の類型別の構成比率を見ると、高齢者向け住居福祉施設である老人ホームやシルバータウンを運営する分野に関する商標出願が全体の86%を占めており、療養・医療施設である療養院、高齢者向け専門病院に関するサービス業は約11%、介護サービス業は3%を占めている。

高齢者向け福祉サービス業の類型別の増加幅を見ると、高齢者向け療養・医療施設である療養院、高齢者向け専門病院などのサービス業に関する出願が2012年の10件から258件へと25倍増加し、次いで介護サービス業が7件から75件へと10倍以上となった。これは高齢社会に突入し、老人性疾患が増えたことに関係があると分析できる。

一方、サービス業別の出願件数を見ると、従来の高齢者向け住居福祉施設である老人ホ

ームなどの年度別の商標出願件数は 2014 年以降減少している。

高齢者向け福祉サービス業の出願人を見ると、特許を取得しやいという点で内国人による出願 (91.5%) が外国人による出願 (8.5%) をはるかに上回り、福祉施設には初期費用がかなりかかるという点で個人 (45%) よりは法人による出願 (55%) が多いことが分かった。

特許庁商標デザイン審査局長は「従来の老人ホームなどは単なる住居の概念にすぎず、高齢化による療養および医療サービスを同時に提供することはできなかった」とし「しかし、最近では国が老人性疾患である認知症に対し、国家責任制の導入を計画しており、今後高齢者向け医療福祉にかかわった商標出願は増え続けるだろう」と見込んだ。

5-2 特許庁、出願初心者の目線に合わせて電子出願サービスを改善

韓国特許庁(2017. 6. 20)

韓国特許庁は出願初心者がオンラインで簡単に電子出願手続きを進められるよう電子出願サービスの改善を図る。

まず、出願初心者も特許路および電子出願 SW を直観的に使えるよう用語を分かりやすく変え、書類の作成時に混同が生じかねない部分に対しては案内を充実させるなど電子出願システム全般を改善する。このため庁内外の体験団を運営し、受け付けられた意見を積極的に反映し、年末までに改善作業を終了する見通しだ。

また、電子出願 SW を設置せずに国際特許出願書および明細書を作成できるよう改善する。つまり、ウェブで国際特許出願書を作成し直ちに提出できるよう下半期に国際特許出願を取り巻く環境を改善する予定だ。

さらに特許明細書もハングル、MS ワードなど商用ワードで作成して提出できるように準備しているが、商用ワードファイルを国際標準フォーマットへ自動的に変換する変換プログラムの開発が終了すると、来年の下半期からサービスが可能となる。

出願人が使うウェブブラウザが多様化し、今年末までに特許路ホームページをウェブ標準に合わせて改善を行う。これまでは Internet Explorer のみで電子出願サービスを利用できたが、ウェブ標準の改善作業が終われば Chrome、Firefox などさまざまなウェブブラウザで電子出願サービスが利用できるようになる。

最後に、スマートフォンで進行状況が簡単に確認できるよう改善を行う。スマートフォンで出願・登録・審判などの進み具合が確認できるモバイル照会サービスを上半期に提供する。また、通知書の発送を携帯電話のメールに案内しているが、下半期からは通知書の名称と登記番号も提供し、出願人の便宜を図るつもりだ。

特許庁情報システム課長は「電子出願サービスを多くの出願人が使っているが、電子出願を初めて試みる出願人にとってはやや難しい部分があるため、出願初心者も簡単かつ便利に利用できるようサービスを持続的に改善していきたい」と述べた。

5-3 特許庁、釜山市と連携し知的財産人材の就職活性化に乗り出す

韓国特許庁(2017.6.21)

韓国特許庁と釜山広域市は地域の優秀な知的財産専門人材の育成や就職活性化に向け「IP 地域人材の養成および活用支援」事業を進めると 21 日に発表した。

企業の要求に応えられる地域の知的財産人材を育成し、その人材を地域企業で活用できるように特許庁と自治体が協力して後押しする。2014 年から特許庁と大田市、江原道が開始し、今年からは釜山市も進めることにした。

事業には毎年 4 億ウォンがつけ込まれ、特許庁と釜山市は地域の特色が反映された知的財産人材の育成および活用に関する計画を共同で策定し管理監督も行う。

釜山市は海洋、融合部品素材、創造文化、バイオヘルス、知識インフラサービス産業を知的財産と関連付け、高付加価値を生み出すための中核戦略産業に育てる予定だ。事業に参加する大学には東亜大学、東西大学、新羅大学が選ばれた。

この大学では特許分析と発明出願、バイオ特許およびマーケティング、知的財産と起業など地域産業の特色を反映し、合計 15 単位以上となるように実務中心の知的財産に関する数講座を設ける見通しだ。企業は産業界が求める人材を輩出できるよう大学のカリキュラムの改編にかかわり、実務型教育のために外部講師やメンターとして活躍する。

知的財産に関する実務教育を受けた学生は就職条件付き 3 者協約 (*)、IP 就職教育キャンプ、現場実習などさまざまな採用プログラムを通じて地域企業に就職できるチャンス握ることができる。

* 学生 - 学校 - 企業が就職を前提に MOU を締結し、就職可能な時期前までに企業が示し

た条件を満たすと採用される。

特許庁産業財産政策局長は「大学で実務型知的財産に関する教育を受けた優秀な人材が企業に採用され、地域の雇用創出および地域産業界における知的財産の競争力強化に一助することを期待する」と述べた。

5-4 冷たい金属と温かい感性が会った

韓国特許庁(2017. 6. 22)

人間の視覚、触覚などの感性を刺激し製品の価値を高める合金の製造技術が脚光を浴びている。

韓国特許庁は金属の機能および物性だけでなく人間の感性を満足させる、いわゆる感性金属に関する特許出願件数が増えていると発表した。

感性金属とは合金成分により変わる色と金属特有の質感を通じて人間の感性を刺激し、製品の価値を高めるもので、第4次産業革命時代を迎える中で携帯電話、家電、自動車内装材など高付加価値産業を中心に需要が伸びる見通しだ。

こうした傾向を反映するように2013年から2016年までの感性金属に関する出願件数は50件となり、2007年から2012年までの出願件数(33件)に比べ50%以上増えた。今後も生活に関わる製品に応用され、その適用範囲がさらに広がるとみられるため、出願件数は増え続けると見込まれる。

出願人別の動向を見ると、2012年以前は企業や個人による出願が90%以上を占めていた。しかし、2013年から2016年までは大学や公共研究機関による出願が2012年以前の出願件数(3件)に比べ10倍近く急増した。

これは、いわゆる感性素材・部品の研究開発を支援するために2013年度に感性素材・部品研究センターが設立され、大学と公共研究機関が感性素材の研究に積極的に取り組んだ結果だといえる。

技術分野別の動向を見ると、従来はなかったシャンパンゴールド色を適用したiPhoneが2013年にヒットし、感性金属に対する関心が高まった。これを受け、2013年から2016年までは携帯、ノートパソコンなどのIT製品に応用する超軽量合金に関する出願件数が2007年から2012年までに比べ急増するなど、感性金属が未来有望なIT製品に適

用され、高付加価値の創出につながっていることが分かった。

特許庁金属審査チーム長は「今後、視覚や触覚で伝わる感性を素材で具現化できなければ、金属素材技術はさらなる付加価値を生み出せないだろう」とし「この技術分野における知財権の確保は市場を先取りする上で優位に立つ重要な手段であるため、感性金属分野の新規金属および素材技術を早急に権利化につなげるのが何より求められる」と強調した。

特許庁は大学・公共研究機関による政府 R&D 課題に対する研究開発戦略と特許設計を支援する「政府 R&D 優秀特許創出支援事業」を進めており、大学や公共研究機関による開発技術を技術移転と事業化につなげるよう持続的に力を入れる予定だ。

5-5 海外 IP-DESK、予算比 9 倍の経済的効果を上げる

韓国特許庁(2017. 6. 26)

IP-DESK が海外に進出した韓国中小企業の知的財産権保護における尖兵的な役割を果たしている。

6 月 26 日に韓国特許庁は、2016 年度に海外知的財産センター (IP-DESK) を通じて予算比約 8.8 倍の経済的効果を上げたと発表した。

特許庁は昨年 1 年間、IP-DESK を通じて商標・デザイン出願にかかる費用の支援 1,114 件、被侵害に関する実態調査 15 件、現地での知財権セミナー・説明会の開催 55 件、知財権に関する相談 6,871 件などを行い、海外に進出した韓国企業を支援した。

公共政策成果評価研究院の研究結果によると、2016 年度に海外 IP-DESK に投入した予算は 23 億ウォンである。これにより発生した経済的効果は計 206 億ウォンであり、予算比約 8.8 倍の効果を上げたことが分かった。

IP-DESK の経済的効果を具体的に見ると、個別企業に対し審判・訴訟への支援、商標・デザイン出願への支援などを行い、これによる直接的な経済的効果は 78 億ウォンとなり、予算比約 3.4 倍の効果を上げた。

また、現地で協力チャンネルをつくり、国ごとに知的財産に関する情報を提供するなど、現地における IP 環境を改善することで発生した間接的な効果は予算比約 5.4 倍である 128 億ウォンであった。

ベトナムに進出した企業を例に挙げると、支援を受けた企業の売上高は、支援を受けていない企業に比べ 21.8%、研究開発投資は 110.0%増加している。これは、IP-DESK 事業の政策効果が統計的にも有意義なものだと判断できる。

特許庁は、海外に進出した韓国企業の現地における知的財産権の競争力向上に向け、韓国企業の進出が多く、模倣品の流通が多い国を中心に 6 カ国 12 カ所の KOTRA 海外貿易館で海外 IP-DESK を運営している。

*IP-DESK が設置されている地域：中国(北京、上海、青島、広州、瀋陽、西安)、米国(ニューヨーク、LA)、日本(東京)、ドイツ(フランクフルト)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホーチミン)

特許庁産業財産保護協力局の局長は「海外で IP-DESK を利用した中小・中堅企業が感じる効果はかなり高いとみられる」とし「海外における知的財産権保護の尖兵的な役割を果たしている IP-DESK を拡大するために取り組んでいきたい」と述べた。

5-6 第4次産業革命時代におけるベンチャー企業政策の進むべき道

韓国特許庁(2017.6.27)

[CIPO 政策セミナーの概要]

韓国特許庁と韓国知識財産協会は 6 月 27 日(火曜)ノボテルアンバサダーホテル(ソウル江南区)で第 44 回 CIPO(*) 政策セミナーを共同開催した。

*CIPO: Chief Intellectual Property Officer、企業の知的財産最高責任者

このセミナーは中小企業が直面したさまざまな問題について国会・政府・企業が共に議論し、その解決策を模索するために開かれた。共に民主党の議員、特許庁の次長、サムスン電子の副社長、LG 電子の常務、トップエンジニアリングの副社長、テスの社長など、国会・政府・企業関係者ら約 70 人が出席した。

[国内外の経済環境]

最近、第 3 次産業革命から第 4 次産業革命にシフトする中でグローバル経済は新たな転換期を迎えている。

新製品と新たなサービスが登場し、技術と技術、技術と文化の融合・複合により、産業間の境界がなくなり、プラットフォームと国際標準をリードする企業は後発企業との格差を広げている。

人工知能 (AI)、モノのインターネット (IoT)、クラウド、ビッグデータなど中核分野では知財権をめぐる国家間・企業間の生存競争が激化している。そこで資金不足・専門人材不足などに悩んでいる中小企業のためのよりきめ細かな政策が求められている。

[発題講演]

共に民主党の議員は「第4次産業革命に向けた新政権のスタートアップ・ベンチャー政策の方向」を発題した。

彼は、共有という概念をビジネスに取り入れたウーバーとエアビーアンドビーを例に挙げて今日の経済構造は「大量生産・消費」から「カスタマイズ生産・消費」へと、「規模の経済」から「速度・柔軟性中心の経済」へと、「大手企業中心」から「スタートアップ、中小企業中心」へと転換していると訴えた。

特に、スタートアップの生存率の低さ、高級人材によるスタートアップの少なさおよび成功例の少なさなど質的成長の限界と人為的なスタートアップのためのエコシステムづくりがこれまでの問題点だと指摘し、「新政権の政策としてはスタートアップのためのエコシステムの革新、スタートアップのグローバルな成長の促進を通じてスタートアップ・ベンチャーブームを社会全般に広げること」に重点を置かなければならない」と強調した。

そのために新政権が進めるべき中核課題として投資中心の成長エコシステムづくり、ベンチャー確認制度の改変、スタートアップ・ベンチャー政策のガバナンスの改変、技術力を活かしたスタートアップおよびグローバル進出の活性化を挙げた。

第1に、資金支援方式を融資中心から投資中心へと転換するには民間投資資本に対する所得控除を拡大し、エンジェル投資の活性化および投資方式の多様化に向け、政策ファンドの運営方式を改める必要がある。また、投資金の回収経路の多様化、税制支援の条件緩和などにより、M&Aを活性化させる基盤を整えることも急務だ。特に、投資金の回収方法として「直接返済・株式公開 (IPO) による回収」が盛んになるような環境づくりが必要だ。

第2に、一般的な中小企業政策と一線を画するベンチャー政策を進める必要があり、そ

のためにはベンチャー確認制度を改める必要がある。2016 年末時点で 3.3 万に達するベンチャー企業の 9 割以上が保証・貸出類型であることを考えると、技術力・成長可能性をより厳密に検証できる新たなベンチャー類型の導入が必要だ。さらにベンチャー政策の実効性を高めるためにベンチャー企業の選別主体を政府から民間に変えるか、政府と民間が共同で選別する案も検討する必要がある。

第 3 に、スタートアップ・ベンチャー政策の効率性を上げるためには中小企業庁・未来部など各部処に分散している、似たような重複機能を効率的に調整するなどスタートアップ・ベンチャーガバナンスの改変が求められる。

最後に、民間主導のスタートアップ支援プラットフォーム (TIPS プログラムなど) の充実、ストックオプション税制改変などを通じて技術力を活かしたスタートアップを活性化させる。さらに海外アクセラレーターと R&D の連携支援を通じてグローバル進出に成功した例を生み出し、スターベンチャー企業を育成する必要がある。

発題者は「スタートアップが、中小→中堅→大手企業へと成長できるようスタートアップの成長基盤を整える、未来志向的な政策策定が重要だ」と改めて強調した。

[自由討論]

発題講演に続き、大手企業・中小企業、関係機関の関係者が参加する自由討論では「スタートアップ・ベンチャー活性化」をはじめ、「税制」、「知的財産」などさまざまな分野における問題点や建議事項が提示され、これについて討論が行われた。

テスの社長は、中小企業にとって特許出願・登録にかかる費用負担が増加している現実について指摘し、これに対する支援策を国会と政府に求めた。また、トップエンジニアリングの副社長は、企業が特許侵害に事前に備えられるよう特許控除制度といった企業セーフティネットづくりの必要性を訴えた。

共に民主党の議員は「この場で建議し議論した懸案は綿密に検討する」とし「特に特許費用の税額控除と特許控除制度のような喫緊の事案については、早期に導入できるよう国会レベルで最大努力していく」と述べた。

特許庁の次長は「今日のセミナーは新政権の最大懸案である「スタートアップ活性化」と「雇用創出」に知的財産 (IP) がどのように貢献するかを考えてみる良い機会だった」とし「今後も企業とコミュニケーションできる場を設け、現場の意見を政策に反映できるよう積極的に取り組んでいきたい」と語った。

韓国特許庁は6月29日に特許庁ソウル事務所で「職務発明制度革新研究会」(以下、研究会とする)を発足させ、第1回会議を開催した。研究会は企業・大学・研究院など各業界の専門家と政策担当者からなっており、職務発明制度の導入、正当な補償を阻害する要素、改善策について議論する。

新政権は、科学技術の振興を目指し「研究成果を研究者と公正に共有するための配分体系づくり」を公約に掲げた。研究成果物である知的財産が公正に配分されるには使用者が知的財産を取得する過程で研究者に正当な補償を行う必要がある。職務発明制度とは研究者の発明努力と使用者が得る利益を考慮し、正当に補償する制度のことであり、この制度は研究成果の公正配分における中核要素だといえる。

29日に開かれた第1回会議では、ドイツなど先進国の制度との比較法的考察を通じて韓国の制度の現状を分析し、現場が抱える問題点をまとめ、現行制度の問題点についての議論が行われた。特に最近頻発する職務発明補償金にかかわる紛争に活用できる実施補償金算定ガイドづくりを求める、企業からの声が上がっていた。

研究会は四半期ごとに開催される予定だ。第2回では「補償金算定基準づくりおよび職務発明制度の導入率を上げる方策」について、第3回では「公務員による職務発明など公共分野における職務発明制度の改善策」などについて議論される見通しだ。特許庁は2017年に研究会で議論された結果に基づき「発明振興法」、「公務員職務発明規定」など職務発明制度の改善策を講じる予定だ。

特許庁産業財産政策課の課長は「最近、職務発明補償をめぐる紛争が後を絶たず、制度に対する関心も高まっている」とし「産業現場の要求について各分野の専門家と議論を深め、研究成果の公正配分に向けた職務発明制度の改善策を講じる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム